

秋田県高等学校強化拠点校第3期公募Q & A

Q 1	競技団体長の推薦がなければ、申請できないのか	1
Q 2	選定基準を全てクリアしなければ申請できないのか	1
Q 3	申請は高等学校長でなければいけないのか	1
Q 4	1競技、1校しか申請できないのか	1
Q 5	選定が原則1校によらない場合はあるか	1
Q 6	指定される校数は決まっているのか	1
Q 7	指定後、3年間の期間中に指定解除されることはあるのか	2
Q 8	全国ベスト4以上の成績が見込めなくても応募は可能か	2
Q 9	選定委員会のメンバーは	2
Q 10	第1回選定委員会で候補校に選定されることはあるのか	2
Q 11	ヒアリングの際、プレゼンテーションは行うのか	2
Q 12	選定結果の公表は	3
Q 13	1校当たりの補助金額は決まっているのか	3
Q 14	補助金はどのように交付されるのか	3
Q 15	強化事業計画の補助金額は全額認められるのか	3
Q 16	高額備品の購入事業は可能か	3
Q 17	様式のダウンロードは可能か	3
Q 18	下宿や寮での支援は事業計画に盛り込むのか	4
Q 19	補助金の対象経費に制限はあるか	4
Q 20	備品の購入は詳細事業費の30%までなのか	4
Q 21	強化拠点校は選手強化対策費補助金が減額されるのか	4
Q 22	中学生に対し、補助金を使用できるのか	4
Q 23	遠征・合宿する種目に縛りはあるか	5
Q 24	強化事業計画の作成について	5
Q 25	強化計画の中に、中学生や他校との合同練習会等を盛り込むべきか	5
Q 26	中学生との合同練習は選手勧誘を目的と言われないか	5
Q 27	学校の団体会計への入金はいつか	5
Q 28	中央競技団体とは	5

Q 1 競技団体長の推薦がなければ、申請できないのか

A 1 指定要綱第4条の規定により、競技団体の長の推薦を受け、学校長名で申請しなければならない。

強化拠点校は競技団体と連携した取組によりジュニア選手（中学生を含む）の競技力向上を図る拠点となる学校であるため、競技団体の推薦を必須とした。

Q 2 選定基準を全てクリアしなければ申請できないのか

A 2 選定基準を全てクリアしなくても競技団体の推薦があれば、申請は可能である。

なお、強化拠点校の選定にあたっては、選定基準に基づき審査し、申請のあった高等学校の中から、総合的な判断により適当と認める高等学校を選定することになる。

Q 3 申請は高等学校長でなければいけないのか

A 3 申請する高等学校が、強化拠点校としての自覚と責任を持って強化に取り組むことを明らかにするため、申請者は高等学校長としている。

Q 4 1競技、1校しか申請できないのか

A 4 競技団体の推薦があれば、複数校からの推薦は可能であるが、競技団体と協議し、原則1校の申請としてほしい。選定は、募集要項6（4）の選定方針のとおり、各競技種目につき男女それぞれ1校を原則に行う。

Q 5 選定が1校によらない場合はあるか

A 5 陸上競技やスキーのように競技種目の特殊性から複数種目で構成される競技の場合は、原則1校によらない場合が想定される。しかし、その場合であっても、選定基準に基づき審査し、申請のあった高等学校の中から、総合的な判断により適当と認める高等学校を選定することになる。

Q 6 指定される校数は決まっているのか

A 6 校数は決めていない。

募集要項6（4）の選定方針により、現指定の強化拠点校の校数等にとらわれず、各競技種目につき、男女それぞれ1校を原則として、選定基準に基づき適当と認められる高等学校を選定する。

Q 7 指定後、3年間の期間中に指定解除されることはあるのか

A 7 指定要綱第9条にあるように、部員数の減少、部員又は指導者に、社会規範に著しく反する行為があった場合は解除されることがある。

なお、成績が不振であることのみを理由に期間途中で解除されることはない。

Q 8 募集要項6(4)選定方針①のような全国ベスト4以上の成績が見込めなくても、②に該当する場合のみでの応募は可能か

A 8 可能である。総合的な判断の観点から、他校や中学生との合同練習を実施する等、意欲的に強化の拠点として取り組むことを中心としながら、自チームの競技力向上も推進出来る学校を選定する。

ただし、全国ベスト4以上の成績が見込めることは選定における重要な観点となる。

Q 9 第3期に係る選定委員会のメンバーは

A 9 秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課長

秋田県教育庁保健体育課長

秋田県高等学校体育連盟会長

秋田県中学校体育連盟会長

公益財団法人秋田県体育協会副会長

Q 10 第1回選定委員会で候補校に選定されることはあるのか

A 10 第1回選定委員会では書類審査を行い、現指定校の中で、2期指定期間内(H27年～現在)の成果が認められ、次期指定期間の強化方針等が明確であり、具体的な取り組みが示されていると認められた場合は、候補校として選定される。

第1回選定委員会で選定されなかった学校の中で、提出書類の内容について確認の必要がある学校と、新規で応募のあった学校に対し、管理職、指導者及び競技団体関係者等に第2回選定委員会への出席を求めヒアリングを実施して、選定する。

なお、第1回選定委員会での書類審査の結果により、落選する場合もある。

Q 11 ヒアリングの際、プレゼンテーションは行うのか

A 11 ヒアリングは全国ベスト4以上を目指す意欲や、当該競技の強化の拠点としての取組や強化計画についての確認を行う。プレゼンテーションは行わない。

Q12 選定結果は公表するのか

A12 結果は申請のあった各高等学校へ通知する。
また、最終的に選定された強化拠点校の候補校は秋田県体育協会ホームページにおいて公表する。

Q13 1校当たりの補助金額は決まっているのか

A13 決まっていない。各校の強化事業計画に沿って補助したいと考えており、結果として各校で補助金額に違いが出ることもあり得る。
また、募集要項9(2)のとおり、強化拠点校への補助金の交付は、県の平成30年度当初予算により行われるものであるため、申請のあった強化事業計画どおりとはならない場合がある。

Q14 補助金はどのように交付されるのか

A14 県からの補助金は、競技団体に交付し、競技団体が補助金の執行を強化拠点校の団体会計に委任して行う。

Q15 強化事業計画の補助金額は全額認められるのか

A15 募集要項8(2)のとおり、強化拠点校への補助金の交付は、県の平成30年度当初予算により行われるものであるため、申請のあった強化事業計画とは異なる場合がある。
なお、補助金の内示は、県予算成立後の3月下旬を予定している。

Q16 強化する上で必要な備品、高額備品の購入事業は可能か

A16 備品購入等は、全国大会で上位入賞するために必要だと認められれば購入は可能である。
但し、補助金の交付は競技団体を通して行うことから、補助事業者は競技団体となるため、備品の所有者は競技団体となる。

Q17 申請用紙の様式はダウンロードできるか

A17 秋田県体育協会ホームページから募集要項、様式についてダウンロードできる。

Q18 下宿や寮での支援は強化事業計画に盛り込むべきか

A18 優秀な選手の下宿や寮での生活支援を強化事業計画に位置づけた場合は、県の支援が受けられるが、基準となる金額は設けていない。対象とする選手、人数、金額等の基準を各学校が定めて強化事業計画に盛り込み、強化合宿への支援を厚くするのか、選手の下宿等の生活支援を厚くするのか、強化事業計画は各学校による。

Q19 補助金の対象経費に制限はあるか

A19 補助金の対象経費を含めた執行に関しては、秋田県観光文化スポーツ部スポーツ振興課関係補助金交付要綱、選手強化対策費補助金実施要項及び関係通知等に基づき行うため、それら要綱等により制限されるものはある。

Q20 備品の購入に関して、選手強化対策費補助金では、詳細事業費の30%までと制限があるが、同じ取扱いになるのか

A20 同じ取扱いとなる。ただし、強化計画上必要と認められる備品、選手強化対策補助金の高額特殊備品整備・維持管理事業を準用し、別途協議により購入できるものとする。

Q21 強化拠点校に決定すれば、従来からある選手強化対策費補助金が減額されることはあるか

Q21 強化拠点校の補助金と選手強化対策費補助金は別々に予算措置する。強化拠点校に指定されたからといって選手強化対策費補助金が減るというわけではない。

但し、平成30年度当初予算の成立により、選手強化対策費補助金の予算総額が変わる場合はある。

Q22 強化拠点校への補助金は中学生を対象に使用してもいいのか

A22 強化拠点校への支援で、中学生強化選手との合同練習等のジュニアアスリートの一貫指導を目的とした事業とあるので、強化事業計画に位置づけられた事業であれば可能である。

Q 23 従来は、遠征・合宿をする際の種目に縛りがあったが、今後も同じか

A 23 競技の特殊性から種目が分かれる場合はあるが、強化事業計画でどの種目をも強化する必要があるとして計画が作成されるのであれば、種目ごとの縛りは考えていない。

Q 24 強化事業計画は、どのように作成すればいいのか

A 24 強化事業計画は、競技団体と協議の上で各高等学校において作成する。選定委員会の中でどういう計画であるか審査するので、どのように強化をするか、しっかりと話し合っ計画を作成すること。

Q 25 強化計画の中に、中学生や他校との合同練習会等の計画を盛り込むべきか

A 25 一貫指導体制の確立につながる事業を必ず盛り込むこととする。
なお、該当する競技の強化を中心とする考えでの応募であれば、中学生や他校との合同練習に対する補助金の配当額を多くするなど、各学校でそれぞれ考えて記載して欲しい。

Q 26 中学生との合同練習等の事業は強化拠点校で選手勧誘を目的にしていると言われないか

Q 26 中学生からの一貫指導体制の確立は重要な取組であり、競技団体と協議し、中学生との合同練習等を計画し、強化事業計画を作成して欲しいと考えている。
また、中学生との合同練習等を実施する場合は、拠点校の指導者だけで指導するのではなく、競技団体関係者が必ず加わるほか、競技団体が開催通知を発出するなど、選手勧誘目的だと誤解を生まないよう配慮すること。

Q 27 学校の団体会計で処理するとあるが、いつの段階で学校に入金されるのか

A 27 県が競技団体に補助金を交付し、競技団体から各学校に補助金の執行が委任される。
例年、競技団体からの交付申請が年度当初に行われれば、4月下旬に学校の会計に入金されている。

Q 28 中央競技団体とは何か

A 28 各競技団体の日本協会等である。
